

皆様にぜひお読み頂きたい内容です。

生かそう女性の力 高めよう女性の地位

どうして?生かされない女性の力 ~女性の地位はなぜ低い~

由紀子さんを迎え、世界人権 宣言刀周年、男女共同参画 講演会を開催しました。 昨年、 講師に弁護士角田

(106位)

不平等が著しい現状。②日本 は職員が行いました。 きました。なお、講演の要約 の現在についてご教示いただ るものはなにか。③女性差別 の女性の状況を生み出してい 見た日本女性の現状ー男女 講演内容は、①国際的に

(108位) に負ける-

①国際的に見た日本女性 の現状ー男女不平等が 著しい現状について

中121位。 の男女平等の度合いを調査した2019年の しました。日本の総合順位は対象の153カ国 「ジェンダー・ギャップ指数ランキング」を発表 「世界経済フォーラム(WEF)」は、各国

数算出開始以来、過去最低の順位となりました。 先進主要国首脳会議参加国(G7)でも最低 前年の110位からランクを落とし06年の指



それぞれ世界最低 比」が139位と 女比」が135位、 議員(下院)の男 「女性閣僚の男女 く見ると、「国会 (3項目)を詳し 日本の政治分野

2%です。世界の平均と比べても、日本の女性 の女性比率は下院議員で25・2%、閣僚で27 19年10月1日現在、全体の465人に対して46ば、日本で下院にあたる衆議院の女性議員数は 際立っています。 議員比率はかなり低く、日本の政治の男社会が 人と10%弱。WEFによると、19年の世界平均 レベルです。例え

選挙で女性候補者の割合が最大与党は 法)が施行されましたが、19年7月の参院 ける男女共同参画推進法 14・6%でした。 *参考資料1 -2018年「政治分野にお (候補者男女均等

教育9位、健康 参画115位、 政治・経済では れていますが、 の分野で評価さ ठू が示されていま 4位ということ 特に低く、政治 144位、経済 指数は、 4 つ



(人権尊重のまち"こうだ"宣言の碑)

て相対的に、男女平等が進んでいない経済圏の 一つ」との評価がなされています。 日本はGフでも最下位で、「日本は依然とし

すでに3割を超えています。 は、5・2%と低く、政府の目標も11%になっ ていて、女性役員の上場企業の女性役員比率 ています。フランス、ドイツ、オランダ等は、 意思決定機関についても男性に独占され

り、達成できない場合には罰則があります。日 あり、女性は入れないという問題があります。 本では、オールド・ボーイズ・ネットワーク(排 他的で非公式な人間関係や組織構造)の存在が オランダ等は法律で女性役員割合を定めてお

年非正規労働者の86・4%が女性で、女性は45 ことは年金にも影響してきます。 未満が全体の4・1%と低い状況です。この 女性非正規労働者の年間収入は、100万円 歳から5歳が2・2%、35歳から4歳が2・2%。 また女性の収入についてですが、2018

②日本の女性の状況を生みだしているもの はなにか。

の基本構造で、天皇制がその根幹にありました。 治憲法時代には、男性優位(家父長制)は社会 日本は、男性優位社会の長い「伝統」があり、明 まず、 女性の権利の歴史を振り返ってみると、

年の壬申戸籍が基礎となっています。 から性を含めた対等な人間関係はうまれようが とも珍しくありませんでした。そのような結婚 せられ、結婚式の日まで相手の顔を知らないこ ない。親や家が決めた相手と否応なしに結婚さ る家制度で、結婚においては、相手の選択権は 女性は特に無権利状態でした。家父長制度であ ありませんでした。 戸籍制度も1872(明治5) 帝国憲法(明治憲法)には、普遍的人権概念はなく、 女性は、1947年(憲法公布の年)以前は、ほ とんどすべての権利がありませんでした。大日本 法律もこの家父長制体制維持のためのもので、

性別役割分業は、男女を上下の関係に固定する機 家制度の下では、厳格な性別役割分業があり、

> 分けることは、男女の間に上下関係を設定するた 能を持っていました。性別で分けるだけではなく、 めの手段となります。

の貫 職場 点で、 分業の問題がここにあるのです。現代の家庭や ついています。 フ 、あらゆる場面での男女不平等、女性差別ラットに分けるのではないことが重要な視 でも男女の上下関係と性別役割分業は結び 徹の基礎とされました。今も続く性別役割

百 本国憲法での、重要な点を3つあげます。

変え が変 きた が 条 合 と考 **ब**ु れる 差別されないこと。24条では、 が変わったけれど、性別役割分業制度は、形を 13 条では、 .家父長制度の真反対のことをいっていま 意のみに基づいて成立し、財産等の平等 えられます。 ながら、または形を変えないで残っている わったかというところにありますが、憲法 文にあります。これは、明治から続いて 14条では、すべての国民は、平等であって、 しかし問題は、家庭生活の男性中心の慣習 として、 女性が個人として認められまし すべて国民は個人として尊重さ 婚姻は、両性

のた と
で けれ な役 第 34 分業」の廃止)ということを日本も取り入れな の完全な平等の達成に必要である」(「性別役割 女 んのに社会及び家庭における男子の伝統的、条約がうたっている「男女平等の達成 ばならなくなりました。 割を女子の役割と共に変更することが男女 、性差別撤廃条約(1979年12月18日、 回国連総会で採択)を日本が批准したこ

女性差別の現在ー

3

女性に対する暴力がどう扱われてきたの でしょうか。

の差が生み出すものです。そこに差別の収れん です。強い者と弱い者、あらゆる暴力は力関係 と 力は支配と被支配との関係が生み出すもの いく場面が暴力なわけです。

D Vやセクハラも支配と被支配の関係が生み

出したものです。

廃止すべきではないか。女性の人としての尊厳 が奪われているのではないかと議論されていま がありますが、この判決では、刑法177条の 2019年春に相次いだ性暴力事件無罪判決 女性たちがこれらの要件の撤廃を求めるの 脅迫要件及び178条の抗拒不能要件は

起きており、その方が多数。それ等は構成要

実際の被害は、これらの要件がなくても

の下で暴行・脅迫要件や抗拒不能要件は廃止さ の尊厳」(国連、スウェーデンなど)。この理解 ば、それ等の不同意性交は「合法」であると れてきています。 基準での理解は、「心身の統一体としての人間 可法が宣言したことになるからです。 いう女性たちの被害実態に基づく批判。 万が多い)が罰せられない実態は許されないと もの。暴行・脅迫以外の理由での不同意(この れている不合理を是正するためのものです。 件を満たしていないので、犯罪にならないとさ 性暴力犯罪の保護法益についての国際人権 日本も刑法改正で、「暴行 不同意なのに犯罪ではないとするのであれ 性暴力犯罪は、 本来、不同意性交を処罰する 脅迫」 要件の

廃止が求められています。

*参考資料2 一強制性交等罪などの成立には、 被害者の抵抗を著しく困難にする「暴行や脅迫」 があること、あるいは抵抗ができない「抗拒 不能」の状態にさせることが要件となります。

その結果、被害者がどれほど強く抵抗したか が立証の際、重視される。だが、心理学の知見 では暴力に直面した被害者は恐怖のあまり抵抗 できなかったり、たとえ暴力がなくてもショッ クで抵抗がままならなかったりすることが十分 あり得る。なぜ抵抗しなかったのか重ねて事情 聴取され、自身を責めて被害届の提出をあきら める被害者が多いと、性犯罪に詳しい弁護士は 証言しています。

*参考資料3 一被害の現実と法の構成要件をめぐる解釈のギャップが浮き彫りになる。

性犯罪は「魂の殺人」と言われています。法の適用に当たっては、心身に深い傷を負う被害者 への理解が欠かせない。被害者団体は一連の判決後、被害者がどういう状態になるのか、医学や 心理学を踏まえた研修を裁判官に徹底するよう最高裁に求めました。

さらに、刑法を改正して、「暴行・脅迫要件」を撤廃すべきだとの意見が出ています。被害者の 抵抗ではなく、性行為の同意の有無に焦点を当て「不同意の性行為」を犯罪とすべきだとの考え方 です。

■ 他国はどうなのか ―大幅に後れをとる日本の制度

イギリス、カナダ、スウェーデン、ドイツ、米国(一部の州)などでは、**不同意の性交をすべて「レイプ」 として刑事罰の対象とする**など、被害者の視点に立った性犯罪の定義規定の改正が実際に行われていま す。アジアでも、韓国や台湾では、性犯罪の成立範囲を拡大する法改正が行われました。

条文上で「暴行、脅迫」「抗拒不能」などの要件を明記し、検察(被害者)側に高い立証のハードルを **課している日本の制度**は、国際的な潮流からしても時代遅れになりつつあり、被害者を苦しめています。

見慣れた光景があるの

で、

が

りを許さない社会、実効性のある

に立ち上がり、

性犯罪の泣き寝入

男女平等社会へ変化させなくては

の女性差別をきちんと見えるものとして、 のターゲットにすることが大切です 女性の地位を高めるためには、 様々な場面で 根絶

識と制度があることが確認されました。 底に微塵も揺るがない岩盤としての女性差別意2018年8月、東京医大事件で、社会の根 生まれた時から差別の環境の中にいて、 割分業のなかにいると、何が女性に対する差別 なぜ見えないかというとひとつには、私たちが 見えていない女性差別は、山ほどありますが、 性別役割分業なのかがわからな 性別役

深めるために当館

ιţ

なのか、

納得はしていないけどおかしいとはっきりと指 なってきて、 *参考資料4 —AさんがB氏に性的暴行を受けたと訴え た裁判で、東京地方裁判所がB氏に賠償を命じる判決を言 い渡したことについて、海外のメディアも相次いで伝えて

イギリスの公共放送BBCは中継で、日本では性的暴行 を受けても被害の申告件数が少なく、日本の警察官のうち 女性が占める割合も低く、Aさんが初めて警察に被害につ いて相談した時に、女性警察官を希望したにもかかわらず、 かなえられなかったと伝えました。

います。(なお、B氏は判決を不服として控訴しています。)

そのうえで「これは画期的な裁判だ。ほかの多くの問題 も浮き彫りにした」などと指摘しています。

この事件は、逮捕状が発行されたが逮捕直前に取り消さ れたという。(報道ニュースより)

でいかなければなりま で、これから取り組ん はないかということ えなくされているので ついても、 私たちが見

ないし、見えるものはもちろん、

見えないものに

▼二大政党をうたった小選挙区制も

仕上げは憲法改正。民。この国の民主主義は形だけ。

社会の地層に厚く横たわる「永久凍土(ツンドラ)」 制定から73年経ってもまだ、女性差別は、日本 を考えて行動していかないといけないのです。

憲法学者、辻村みよ子明治大学教授は、

権を確立するということはどういうことなのか

あります。それをもう一回考え直して女性の人

摘できないことが、

ズルズルときていることが

と言われました。それを溶かしていかないといけ

たがって、講演会の 掲載したものです。し 貸料ではありません。 参考資料1234 講演内容の理解を が 毎月第2木曜日 相続・遺言・困りごとなど

この記事を読まれた感想文をお寄せください。〈形式は自由〉 安芸高田市人権福祉協会より、ショッピングセンターパルパの お買物券(500円)を差し上げます。〈先着100名様〉



いことは知らせなくなりました。政権は、国民に事実や都合の悪

なりません。

人事権は内閣にある。メディアがす。忖度する官僚、検察まで?

忖度する官僚、検察まで?

隠す・ごまかす・破棄する・逃

も制御され、

慣らされ忘れる国

【送り先】甲田町高田原 1458 番地 甲田人権会館 電話・お太助フォン: 45-4922/FAX: 45-4660

> 治・経済・法律などの社会システ別をはじめあらゆる差別は、政 別をはじめあらゆる差別は、政を要約して特集しました。女性差

ムの中で作られてきた歴史があり

ール:ko-zinken@city.akitakata.jp

なりました。▼性犯罪の成立要件の申告のしづらさが浮き彫りと1・3%にとどまり性犯罪などち警察などに被害申告した人は、

によると性的事件の被害者のう ます。▼「2019年版犯罪白書」

の改正が必要です。男性優位社会

に慣らされた「男」がこれを機会

するという幻想を抱かないようには無理。▼また、憲法を改正し国党が割れないと二大政党の実現党が割れないと二大政党の実現か、考えてみましょう。最大与か、考えてみましょう。最大与 の意義が問われています。 二大政党を育てるのか、 えて、角さ~ 藤田さ~ん。 ましょう。この国どうなる? カミソリの 投票

集 後 記

福祉で人権のまちづくりを推進しま 人権福祉センター」に改称します。

本号は、女性差別問題の講演内容

甲田人権会館は、4月1日より

今年もよろしくお願いします。